

札幌市告示第 277 号

札幌市屋外広告物条例（平成 10 年条例第 43 号。以下「条例」という。）第 8 条の規定により、広告物活用地区を指定し、屋外広告物又は屋外広告物を掲出する物件（以下「広告物等」という。）の表示又は設置の許可の基準（以下「許可基準」という。）を定めたので、条例第 29 条第 1 項第 3 号により次のとおり告示し、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

なお、平成 11 年告示第 300 号は、平成 14 年 3 月 31 日限り廃止する。

平成 14 年 3 月 22 日

札幌市長 桂 信 雄

1 広告物活用地区の名称

すすきの地区広告物活用地区

2 広告物活用地区の区域

前項の広告物活用地区の対象となる区域は、次のとおりとする。

- (1) 国道 36 号及び市道南 4 条線、市道南 7 条線、市道西 2 丁目線並びに市道西 7 丁目線に囲まれた区域（それぞれの道路敷地を含む。）
- (2) 前号で定める区域外の区域で、前号で定める区域の境界から 30 メートルまでの区域

3 広告物活用地区の許可基準

- (1) すすきの地区広告物活用地区に表示又は設置される屋上広告物、壁面広告物、突出広告物及び地上広告物は、構造上安全であり、公衆に危害を及ぼすおそれのないものであること。
- (2) 前号に掲げる以外の広告物等の許可基準は、札幌市屋外広告物条例施行規則（平成 11 年規則第 21 号。以下「規則」という。）第 7 条第 1 項に規定する共通基準及び規則別表 1 に規定するそれぞれの広告物等の許可基準とする。